

令和5年度第1回

大阪府都市計画審議会

議 案 書

日 時 令和5年8月1日（火）
午前10時30分～

場 所 大阪府中央区大手前3丁目1番43号
プリムローズ大阪 「鳳凰の間」

令和5年度第1回 大阪府都市計画審議会

議 案 書 目 次

議案番号	案 件 名	ページ
481	北部大阪都市計画区域区分の変更	1

議 第 481 号
計 調 第 1073 号
令和5年7月18日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

北部大阪都市計画区域区分の変更について(付議)

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用
する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議
します。

北部大阪都市計画区域区分の変更（大阪府決定）

北部大阪都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域と市街化調整区域との区分

「位置及び区域は位置図及び計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

区 分	年 次	平成27年 (基準年次)	令和7年 (目標年次)
都市計画区域内人口		1,783.5千人	1,783.6千人
市街化区域内人口		1,735.6千人	1,741.2千人
配分する人口		—	1,735.2千人
保留する人口		—	6.0千人
特定保留		—	—
一般保留		—	6.0千人

理 由

北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において保留区域に設定されている川合・山之口地区について、土地区画整理事業及び地区計画による計画的な市街地整備が確実となったことから、当該地区について、保留区域を解除し、市街化区域に編入する。

